

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課
不利益処分名	悪臭原因物質の排出に対する措置等の改善命令
根 拠 法 令	悪臭防止法
根 拠 条 項	第8条第2項
連 絡 先	(電話 621-5213)
処 分 基 準	1 処分の要件 法第8条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。
	2 処分の内容 法第8条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。
	参 考 事 項 法第8条第1項 (罰則) 法第24条
設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)